平成 29 年度第1回介護保険施設等整備事業者募集要項

資料編 目次

| 1. | 補助金等についての参考資料9 |
|-----|------------------------------|
| 2. | 特別養護老人ホームについての詳細要件11 |
| 3. | 特別養護老人ホームの評価の着眼点17 |
| 4. | 介護老人保健施設についての詳細要件19 |
| 5. | 介護老人保健施設の評価の着眼点21 |
| 6. | 介護型ケアハウスについての詳細要件23 |
| 7. | 介護型ケアハウスの評価の着眼点25 |
| 8. | 小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件27 |
| 9. | 看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件28 |
| 10. | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点29 |
| 11. | 障害福祉サービス事業の生活介護についての詳細要件31 |
| 12. | 障害福祉サービス事業の短期入所についての詳細要件33 |
| 13. | 障害福祉サービス事業の共同生活援助についての詳細要件34 |
| 14. | 添付書類チェックリスト36 |

【参考資料】

補助金等(介護保険施設等)

○ 9ページから 10ページの補助等の内容は平成 29 年 4 月 1 日現在のものであり、減額される場合があるので留意すること。

神戸市施設整備費補助(上限)

| 特別養護老人ホーム(広域型) | 特別養護老人ホーム(広域型)**1 | | | | |
|-----------------|-------------------|-------------|-----------------|------|--|
| 小規模特別養護老人ホーム※1 | 1 | | 4, 270, 000 円※2 | 1床当り | |
| (①と②の合計額) | 2 | (1 ユニット) | 10,000,000円 | 施設当り | |
| | | (2 ユニット以上) | 20,000,000円 | 旭設ヨリ | |
| 介護型ケアハウス | 介護型ケアハウス | | | | |
| 介護老人保健施設 | 23, 000, 000 円 | 施設当り | | | |
| (看護)小規模多機能型居宅介護 | 32,000,000 円 | 施設当り | | | |
| (看護)小規模多機能型居宅介護 | 隻事業 | 笑所 (既存建物活用) | 8,500,000円 | 施設当り | |

- ※1 特別養護老人ホーム (広域型)、小規模特別養護老人ホームの整備において、補助の対象となるのは 個室の整備のみ。
- ※2 小規模特別養護老人ホームに以下の施設(注)を併設する場合、①の単価に 1.05 を乗じた額とする。
 - (注) 認知症高齢者グループホーム、(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、緊急ショートステイの整備、介護職員等のための施設内保育施設
- 補助対象となる特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型)、介護型ケアハウス、及び(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借り入れについて、市の社会福祉施設整備資金利子補助金制度があります。(利子額の半額の補助)
 - ※ 借り入れについて保証人をたてないオンコスト融資制度を利用した場合は、オンコスト融資制度に 係る上乗せ部分の利子は補助対象にはなりません。
 - ※ 当該公募において提出された計画案から、大幅に借入金額が増えた場合、大幅に償還期間が延びた場合はいずれも利子補助が出来ない場合があります。変更を生じる場合は、必ず事前に高齢福祉課までご相談ください。
 - ※ その他、記載のない事項については市の「社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱」によります。
- その他、神戸市社会福祉施設整備資金融資制度や神戸市社会福祉施設用地取得資金融資制度があり、 それぞれ市のあっせん融資審査会において適切と認められた場合は融資を受けることが出来ます。 また、この融資制度にも利子補給があります。(利子額の半額の補助)
 - ※ あっせん融資を除くその他の融資を受ける予定である場合は、これらの制度と併用することはできません。

補助金等(障害者向けグループホーム)

1. 補助の額(予定)

(1) 既存グループホームの改修又は定員7人以下の新規開設若しくは創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)と60万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

(2) 定員8人以上の新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)と 100 万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

2. 補助対象経費

(1)消防設備整備費(新規開設又は既存グループホームの改修)

消防法令上の設置義務が生じる消防設備(共同生活住居と一体的に整備されるスプリンクラー設備、 自動火災報知設備、消防機関への通報装置等)の整備に要する経費。

(2) 緊急通報装置設置費 (新規開設)

特に夜間に発生した病気や事故などの緊急事態に対応するための、緊急通報装置設置に係る経費。

(3) バリアフリー化等改修費 (新規開設)

既存住宅を活用した新規開設に要するバリアフリーのための改修や関係法令への適合させるため に要する経費

例) エレベーターの設置、リフト設備設置、トイレの改修、風呂の改修、洗面所の改修、階段・廊下の改修、階段・廊下の手すりの設置、間仕切壁の防火措置に係る改修

(4) 老朽化改修費(既存グループホームの改修)

一定年数を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等の 改修に要する経費。

(5) 創設費

新たにグループホームを整備(創設)するための経費。

※障害福祉サービス事業の補助金に関する詳細については、後記の係でご確認ください

神戸市保健福祉局 障害福祉部 障害福祉課 施設支援係

電話: 078-322-6741 FAX: 078-322-6044

特別養護老人ホームについての詳細要件

(1)規模等について

- I. 創設の場合
- ① 広域型特別養護老人ホームにあっては1か所当たり30床以上100床以下、小規模特別養護老人ホームにあっては1か所当たり29床以下であって、どちらも個室・ユニット型とすること。
- ② 小規模特別養護老人ホームにあっては、本体特養のサテライト型としても良い。
- ③ 小規模特別養護老人ホームにあっては、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型 居宅介護事業所との併設が望ましい。

Ⅱ. 増床の場合

- ① 既存施設の床数と応募数を合算した数が、I. ①に記載の床数の範囲内であること。ただし、北区・西区を除く市街地に立地し、受付締切日において開設後10年以上経過している施設については、この限りではない。
- ② 既存特養がユニット型特別養護老人ホームである場合は、ユニット型個室の増床に限る。既存特養が従来型特別養護老人ホームである場合は、原則従来型個室の増床に限る。

(2)その他

- ① 小規模特別養護老人ホームについては、これまで小規模特別養護老人ホームが整備されていない 日常生活圏域が望ましい。
- ② 居住費の設定及び低所得者への支援について、十分考慮すること。社会福祉法人等による利用者 負担の軽減を行うことが望ましい。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

(3)設備の要件については、下表のとおり

| 項目 | 説 明 等 |
|----------------------------------|--|
| ユニットケア 【ユニット型特別養護老 人ホームのみ】 | ※ 家庭に近い居住環境の下で、少人数ごとに生活を共にする入居者に一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話を行うことを特徴とする。※ 居室は個室とするとともに、居室に近接して少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間(共同生活室)を設け、こうした個室と共同生活室をユニットとして建物を構成し運営しなければならない。 |
| 設置が必要な設備 | 【ユニット型特別養護老人ホーム】 ① ユニット(居室・共同生活室・洗面設備・便所) ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 ⑧ 事務室その他運営上必要な設備 ※ ユニット及び浴室は3階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室についてはこの限りではない。 ※ サテライト型特別養護老人ホームは、本体施設の設備の利用等を条件として下記の項目の設備は設置しなくともよい。 ・医務室 ただし、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。 ・調理室 ただし、簡易な調理設備を設けること。 |

| | | 【公子型(4) 四 关 类 ヤ [, 上 |
|-------------------------|----------|--|
| | | 【従来型特別養護老人ホーム】 ① 居室 ② 静養室 ③ 食堂 ④ 浴室 ⑤ 洗面設備 ⑥ 便所 ⑦ 医務室 ⑧ 調理室 ⑨ 介護職員室 ⑩ 看護職員室 ⑪ 機能訓練室 ⑫ 面談室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 ⑮ 介護材料室 ⑯ 事務室その他運営上必要な設備 ※ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室は3階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物 |
| | | に設けられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室についてはこの限りで |
| | <u> </u> | はない。 |
| | | ☆ 通気性・採光・2方向避難等に配慮した構造とすること。 |
| | | ★ ユニットの直列配置はしないこと。(他のユニットを通過しないと移動でき |
| | | ない様な配置や構造は認められない) |
| | ユニット | ★ ユニット単位における設備の差別化はしないこと。 |
| | | ★ 利用者のプライバシーに配慮した上で、可能な限り各居室は共同生活室に直 |
| | | 接面した配置とすること。 |
| | | ★ ユニット内に個浴、リネン庫、汚物処理室、洗濯室等を設けること。 |
| | | ★ ユニット毎の(玄関)扉を設けること。 |
| 設 備 基 準(ユニット型特別養護老人ホーム) | 居室 | → の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合(夫婦などを想定)は、二人とすることができる。 ☆ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1ユニットの入居定員は概ね10人以下とすること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 一人当たりの床面積≥10.65㎡(内法)以上とする(洗面・収納設備スペースを含む。トイレは含まない)定員が二人以上の場合にあっては21.3㎡(内法)以上とすること。 ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にすること。 ☆ 必要に応じ、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ 必要に応じ、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ★ 本面設備を設置すること。 ★ エトレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ エトロのドアは引戸とする(開放時、自然に閉まらない)こと。 ★ 出入口の有効幅は120cm以上確保すること。(最低90cm) ★ 屠室内にトイレを設置すること。(電動ベッド・個人用電化製品) |
| | 共同生活室 | ☆ 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ☆ 当該ユニットの入所者全員とその介護等を行なう従業者が一度に食事したり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 |

| 設 | 共同生活室 | ☆ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 一の共同生活室の床面積は2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること及び必要な設備及び備品を備えること。 ★ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行なうことができるようにする観点から、簡易な調理等ができるミニキッチンを設けること。 ★ 採光、眺望などに配慮すること。 |
|---------------------------|-------|--|
| 備基準(ユ | 洗面設備 | ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けること。 ★ 共用部分(ユニットの入り口等)にも設けること。 |
| ニット型特別養護老人ホーム) | 便所 | ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく分散して設け、入居者2人に1か所設けること。 ★ 居室に設けない場合は、車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそった整備をすること。 |
| | 廊下 | ☆ 廊下の幅は1.8 m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7 m以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 m以上、中廊下にあっては、1.8 m以上として差し支えない。(いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること) ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。 |
| 設 備 基 準(従来型特別養護老人ホーム)【増床】 | 居室 | ☆ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合(夫婦などを想定)は、二人とすることができる。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 1人当たりの床面積≥10.65㎡(内法)以上とすること(洗面・収納設備スペースを含む。トイレは含まない) ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にすること。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 洗面設備を設置すること。 ★ 本 ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。 ★ 出入口のドアは引戸とする(開放時、自然に閉まらない)こと。 ★ 出入口の有効幅は120 c m以上確保すること。(最低90 c m) ★ 居室内にトイレを設置すること。 |
| 床】 | | |

| | | ☆ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 |
|-----------|-------------|--|
| | | ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置する |
| | | こと。 |
| | 静養室 | ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にす |
| | | ること。 |
| | | ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 |
| 設 | | ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |
| / | | ☆ 居室のある階ごとに適当数設けること。 |
| 備 | 洗面設備 | ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 |
| 基 | | ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して適当数設けること。 |
| 準 | | ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用 |
| | | |
| (従来型特別養護老 | | するのに適したものとすること。 |
| 型型 | 便所 | ★ 各居室に設けない場合は、1 か所に集中して設けるのではなく分散して適当 |
| 特 | | 数設けること。 |
| 別養 | | ★ 車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 |
| 護 | | ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそっ |
| 老人 | | た整備をすること。 |
| ホ | 介護職員室 | ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 |
|] | 月曖慨貝玉 | ☆ 必要な備品を備えること。 |
| 5 | | ☆ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計し |
| 134 | | た面積(内法)は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、 |
| 増床 | 食堂及び | 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に |
| | 機能訓練室 | 支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができ |
| | | る。 |
| | | ☆ 必要な備品を備えること。 |
| | | ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上と |
| | | すること。 |
| | 廊下 | ★ 両側に手すりを設置すること。 |
| | | ★ 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。 |
| | | ↑ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 |
| | | ★ 入浴に介助を必要とする者の入浴に適したものとすること。 ★ 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置すること。 |
| | 浴室 | |
| | | ★ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。 |
| | | ★ ユニット毎に個浴、脱衣室を設置すること。 |
| | | ☆ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 |
| 設 | 医務室 | ☆ 入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応 |
| 備 | | じて臨床検査設備を設けること。 |
| 7/11 | | ★ 看護職員室と一体的に整備すること。 |
| 基 | | ☆ 火気を使用する部分は不燃材料を用いること。 |
| 準 | | ★ 検収室・事務室・食品庫・休憩室・便所・シャワーを設置すること。 |
| | ⇒m xm d→ | ★ 休憩室は畳の部屋とする (宿泊することがある) こと。 |
| 共 | 調理室 | ★ 衛生保持のため他の部分とは動線を明確に分離する必要があること。 |
| 通 | | ★ 調理・配膳と下膳・食器洗浄のスペースを分離すること。 |
| | | ★ 空調は通常の空調の他、スポット空調を併用すること。 |
| | | ★ 洗濯物の整理のためのスペースを一体的に整備すること。 |
| | 洗濯室 | ★ 騒音・排熱対策には充分留意すること。 |
| | | ★ 洗濯室、浴室と近接させること。 |
| | 汚物処理室 | |
| | 1770次生生 | |
| | | ★ 共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。 |

| | | ★ 施設管理や外来客への対応のため玄関に近い位置に配置すること。 |
|----------|-------------|--|
| | 事務室 | ★ 事務室周りに湯沸し室を設置すること。(給湯器・流し・コンロ・冷蔵庫・ |
| | | 食器棚) |
| | 階段 | ☆ 傾斜は緩やかにすること。 |
| | 常夜灯 | ☆ 廊下・共同生活室・便所その他必要な場所に設置すること。 |
| | 手すり | ☆ 廊下及び階段には設置すること。 |
| | 宿直室 | ☆ 夜勤者とは別に宿直者を配置するとともに、宿直室を設置すること。 |
| 設備基準(共通) | 防災避難・防犯設備関係 | ☆ ユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上有すること。(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するパルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上) ☆ 3階以上の階にあるユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ☆ ユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令 第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ※ 「避難上有効な諸設備を具備する場合」は特別避難階段の設置は1ヶ所でも可。 ① 避難上有効な諸設備を具備する場合」は特別避難階段の設置は1ヶ所でも可。 ② がルコニーを設け外部避難階段を利用することにより、居室等から屋外への避難が速やかにできること。 ② 内部の特別避難階段又は外部避難階段により二方向避難が確保できること。 ② バルコニー及び外部避難階段は、耐火構造とし隣接建物から十分な距離を有し、延焼の恐れがないこと。 ☆ ユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りではない。 ☆ 避難経路については、「居室」→「廊下」→「階段」を原則とすること。 ★ 避難経路の重複距離は20m以下とすること。 ★ 連難経路の重複距離は20m以下とすること。 ★ 連難経路の重複距離は20m以下とすること。 ★ 力、下降で」→下降で」を設置すること。 ★ 力、下降で」を設置すること。 ★ 力、 下降で」を設置すること。 ★ 力、 下降で」を設置すること。 ★ 力、 下降で)を設置すること。 ★ 力、 下降で」を設置すること。 ★ 力、 下降で が、 下降で |
| | その他 | ☆ 採光、通気性の確保に配慮すること。 ☆ パブリックスペースを設けること。 ☆ 入居者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所(セミパブリックスペース)を設けること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼動 |
| | | できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに 対する配慮をすること。 |

- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)
- ・ 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月20日神戸市条例第 36号)
- ・ 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年 12 月 20 日 神戸市条例第 32 号)

その他関係法令・通知を遵守すること

注) ☆は基準で定めているもの ★は整備をすることが望ましいもの。

特別養護老人ホームの評価の着眼点

| | 評 | 価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|----|------|---|---|----|
| | 運営計画 | 1. 運営理念 | 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 | |
| I | | 2. 人員体制 3. 医療機関 | 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が15%以上である。 利用者受け入れ計画が適切である。 協力医療機関について計画地の行政区の医師会および協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 | 18 |
| | | との連携 4. 併設事業 | 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会および協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。(ユニット型特養) 転用により縮小(廃止)される事業について、縮小(廃止)する合理的な理由があり、現にサービス提供を受けている利用者等に影響が及ばないような方策がある。(従来型特養) | |
| П | 運営実績 | 法人の 運営実績 施設長の 事業経験 生活相談 員の事業経 験 | 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 同種の事業所を運営する実績がある。 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 生活相談員予定者が生活相談員の資格要件を満たしている。 | 16 |
| Ш | 施設立地 | 1. 地域との 関係 2. 計画地 3. 土地・建 | 近隣住民および自治会等へ適切に情報提供を行っている。計画地において高い整備効果を見込める。計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 | 16 |
| IV | 資金計画 | 物所有形態 1. 資金計画 | 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 法人の財務状況が適切である。 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。(直近決算年度の当期末支払資金残高で確保 | 25 |

| | | 2. 利用者負担 | できている) 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 建設費が適切に見込まれている。 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 | - |
|---|------|---------------|---|-----|
| V | 施設計画 | 1. 建築計画 | 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。(ユニット型特養) 増床後の定員に対し、適切な規模の食堂や機能訓練室等の各設備を有している。(従来型特養) 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 無理のない整備スケジュールとなっている。 無理のない整備スケジュールとなっている。 「特別養護老人ホームについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 | 25 |
| | | 2. 安全対策 | 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 | |
| | | 3. 設備基準 | ● 設備基準を満たしている。 | |
| | | 4. 既存建物 老朽化対処 | ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 | |
| | | | 合 카 | 100 |

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

介護老人保健施設についての詳細要件

(1) 規模等について

介護老人保健施設にあっては、1か所当たり100床以下(サテライト型小規模介護老人保健施設、 医療機関併設型小規模介護老人保健施設は1か所当たり29床以下)で原則として個室・ユニット型と すること。

※増床の場合は、既存施設の床数と募集数を合算した数が上記床数の範囲内であること。

(2) 施設構成

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを実施すること。
- ② 「ユニット型介護保健施設サービス費(I)」を算定する全室個室・ユニット型施設が望ましいこと。

(3) 施設運営

- ① 介護保険法その他関連法令を遵守するとともに、地域医療・地域福祉と連携を図り、地域の介護保険サービスの拠点となる介護老人保健施設の整備を行うこと。
- ② 短期入所療養介護の実施について考慮すること。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

(4)設備の要件については、下表のとおり

| 項目 | | H(C)('C(a, T) | 等 等 | |
|----------------|-------|---|---|---|
| 7 | | | • | 生活室、便所、洗面所) |
| | | | 察室③機能訓練室 | 工品主、区///、四面/// |
| 設置が | ぶ必要な記 | 2.借 | • | ジスステーション |
| 以巨// · 乞/女/な欧洲 | | IX VIII | ヹ 理室⑦洗濯室又は洗濯 | |
| | | | 物処理室 | · <i>''</i> // |
| | ユニッ | <u>, </u> | 入居定員は概ね 10 人と | ・オストレ |
| | | | | - ^ るここ。 5 ㎡/人以上の面積とすること。 |
| | | | , | あい 八以上の面積とすること。 ある場合はその面積を含み、便所がある場合はそ |
| | | | の面積を除く) | <i>8</i>) 3 物 口 は C ツ 国 惧 C 白 か 、 |
| | | | | に近接して一体的に設けること。 |
| | | 哈莱 克 | | |
| | | 療養室 | 地階に設けてはならな | |
| | | | | 下又は広間に直接面した出入口を設けること。 |
| | | | 寝台又はこれに変わる | |
| | | | 身の回り品を保管でき | - |
| 設 | | | ナースコールを設ける | |
| 設備基準 | | | 2 m ² ×ユニット定員以_ | |
| 差 | | | | 、共同生活室を通過しなくても施設内のほかの場 |
| · | | | 所に移動できること。 | |
| | | 共同生活室 | | とその介護等を行う職員が、一度に食事をしたり |
| | | | 談話等を楽しんだりす | ることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障 |
| | | | なく通行できる形状が | 確保されていること。 |
| | | | 簡単な流し・調理設備 | を設けること。 |
| | | | 療養室ごとか共同生活 | 室ごとに適当数設けること。 |
| | | 洗面所 | 身体が不自由な方が使 | 用するのに適したものを設けること。 |
| | | /чи// | 共同生活室ごとに設け | る場合は2ヶ所以上に分散して設置すること。 |
| | | | 療養室ごとに設置する | こと。 |
| | | 便所 | 療養室ごとか共同生活 | 室ごとに適当数設けること。 |

| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 |
|---|-------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| | | $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$ | ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 常夜灯を設けること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 共同生活室ごとに設ける場合は2ヶ所以上に分散して設置すること。 |
| _ | | * | 療養室ごとに設置すること。 |
| | 機能訓練室 | ☆ | 1 ㎡×定員以上の面積とすること。 |
| _ | 1茂化训除主 | | 必要な機械、器具を備えること。 |
| | 浴室 | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 一般浴槽のほか特別浴槽を設けること。 |
| _ | 伯 至 | * | 療養室のある階ごとに設けること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以 |
| | | | 上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職 |
| | | | 員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以 |
| | 廊下 | | 上、中廊下にあっては、1.8m以上として差し支えない。(いずれの |
| | | | 場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること) |
| | | * | 両側に手すりを設置すること。 |
| | | * | 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$ | 耐火建築物とすること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 療養室等が2階以上にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそ |
| | | | れぞれ1以上設けること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$ | 療養室等が3階以上にある場合は避難階段を2以上設けること。 |
| | | $\stackrel{\wedge}{\simeq}$ | 階段に手すりを設けること。 |
| | 防災避難・防犯設備関連 | * | 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が |
| | | | 稼動できるようにするなどの対策を講じること。 |
| | | * | 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入 |
| | | | れに対する配慮をすること。 |
| | | * | 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 |
| - | | | 防犯対策設備(防犯カメラ、フェンス、電子錠等)を設置すること。 |
| | その他 | | 他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりするこ |
| | しくと呼 | | とができる場所を設けること。 |

- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(厚生労働省令第40号)
- · 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(厚生労働省老人保健福祉局企画 課長通知)
- ・ 神戸市介護老人保健施設の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月20日神戸市 条例第33号)

その他関係法令・通知を遵守すること

注) ☆は基準で定めているもの ★は整備することが望ましいもの

(5)その他

- ① 他の施設を併設する場合には、その施設の必要性及び開設の見込み等について、関係先と調整の上計画すること。
- ② 療養病床の再編に伴う、介護療養病床から介護老人保健施設への転換分については、事業者募集の対象としない。介護療養病床から介護老人保健施設への転換については、個別に高齢福祉課・介護指導課と協議を行うこと。

介護老人保健施設の評価の着眼点

| | 評 | 価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|----|------|-----------------------|--|----|
| | | 1. 運営理念 | 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 | |
| Ι | 運営計画 | 2. 人員体制 | 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が35%以上である。 利用者受け入れ計画が適切である。 | 18 |
| | | 3. 医療機関との連携 | 協力医療機関について計画地の行政区の医師会および協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会および協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 | |
| | | 4. 併設事業 | ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 | |
| | 净 | 1. 法人の 運営実績 | 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。同種の事業所を運営する実績がある。 | |
| П | 運営実 | 2. 施設長の 事業経験 | ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。● 支援相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 | 16 |
| | 績 | 3. 支援相談 員の事業経 験 | 支援相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。支援相談員予定者は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するものか、介護支援専門員または介護福祉士である。 | |
| | 施 | 1. 地域との関係 | ● 近隣住民および自治会等へ適切に情報提供を行っている。 | - |
| Ш | 設立地 | 2. 計画地 3. 土地·建 | 計画地において高い整備効果を見込める。計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 | 16 |
| IV | 資金計画 | 物所有形態 1. 資金計画 | ・ 法人の財務状況が適切である。 ・ 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・ 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 ・ 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・ 建設費が適切に見込まれている。 | 25 |

| | | 2. 利用者負 担 | ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 | | | |
|---|------|---------------|--|---------|---|--|
| V | 施設計画 | 1. 建築計画 | 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 地域交流スペースを適切に確保している。 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 2 方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 が護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 無理のない整備スケジュールとなっている。 「介護老人保健施設についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 | 25 | | |
| | | | | 2. 安全対策 | ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 | |
| | | 3. 設備基準 | ● 設備基準を満たしている。 | | | |
| | | 4. 既存建物 老朽化対処 | ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 | | | |
| | | | 合 計 | 100 | | |

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

介護型ケアハウスについての詳細要件

(1)規 模 定員 100 人以下

※特別養護老人ホームとの併設に限る。

(2)介護保険 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受け

るものであること。

(3)入居時要件 「自立・要支援・要介護」とすること。

(4)その他 利用者負担額については、「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」等

によること。

「都市型軽費老人ホーム(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令107号)第4章に規定するもの)」については、今回は募集の対象としません。

(5)設備の要件については、下表のとおり

| 項目 | | 説明等 |
|------|-----------|---|
| 設置か | 『必要な設備 | ① 居室 ② 共同生活室(談話・娯楽・集会室) ③ 食堂 ④ 浴室 ⑤ 洗面所 ⑥ 便所 ⑦ 調理室 ⑧ 面談室 ⑨ 洗濯室又は洗濯場 ⑩ 宿直室 ⑪ 事務室その他運営に必要な設備 ※ ただし、併設の特別養護老人ホーム等、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待できる場合であって、入所者のサービス提供に支障のないときは、設備の一部を設けないことができる。 |
| | 居室 | ☆ 1 居室あたりの面積は 21.6 ㎡以上とし、収納設備・洗面所等を除いた有 効面積は 14.85 ㎡以上とすること。 ☆ 夫婦用の居室を整備する場合の 1 居室の面積は 31.9 ㎡以上とすること。 ☆ 居室には洗面所、便所、収納設備、簡易な調理設備を設けること。 ☆ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ※ 10 程度の数の居室単位に区分し、それぞれの単位ごとの入居者が談話・ 娯楽・集会室及び食堂として使用することが可能な共同生活室を設置す る場合、共同生活室に隣接して一体的に整備する 1 居室当りの面積は 15.63 ㎡以上とし、収納設備、洗面所等を除いた有効面積は 13.20 ㎡以 上とすること。 |
| 設備基準 | 浴室 | ☆ 高齢者が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。 |
| 準 | 廊下 | ★ 利用者が通常移動する範囲の設備については、車椅子での移動が可能な スペースと構造を確保すること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が 稼動できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入 れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備(防犯カメラ、フェンス、電子錠等)を設置すること。 |
| | その他 | ☆ 日照、採光、換気等について十分考慮すること。☆ 入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会を確保すること。☆ 居室が2階以上の階にある場合には、エレベーターを設けること。 |
| 利用料 | | ☆ 利用料について、徴収の名目や算定根拠について整理されており、その 内容が国の指針の基準に適合するものであること。※ 介護型ケアハウスとして独立した算定根拠等を示すこと。 |

- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成24年1月30日厚生労働省令11号)
- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成22年6月21日厚生労働省老健局長通知)
- ・ 神戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月20日神戸市条例第37号)
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年3月30日厚生労働省令第53号)
- ・ 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月20日神戸市条例第28号)
- ・ 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年5月30日老発第0530003号)

その他関係法令・通知を遵守すること。

注) ☆は基準で定めているもの ★は整備をすることが望ましいもの

介護型ケアハウスの評価の着眼点

| | 評 | 価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|----|---|-----------------------|--|----|
| | | 1. 運営理念 | 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 地域の拠点としての責務を担う構想があり、適切である。 | 7 |
| I | ■ 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が体的に計画されている。 ■ 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ■ 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っいる。 ● 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 ● 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で30%以上であり、その見込みが適切である。 ■ 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、その見込みが適切である。 ■ 精動換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が15%上である。 ■ 利用者受け入れ計画が適切である。 | | 15 | |
| | | 3. 医療機関との連携 | 協力医療機関について計画地の行政区の医師会および協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会および協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 | |
| | 運 | 1. 法人の 運営実績 | 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。同種の事業所を運営する実績がある。 | |
| П | 営実 | 2. 施設長の 事業経験 | ・ 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。・ 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 | 16 |
| | 績 | 3. 生活相談 員の事業経 験 | 生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。生活相談員予定者が生活相談員の資格要件を満たしている。 | |
| | 施 | 1. 地域との 関係 | ● 近隣住民および自治会等へ適切に情報提供を行っている。 | |
| Ш | 設立 | 2. 計画地 | 計画地において高い整備効果を見込める。計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 | 16 |
| | 地 | 3. 土地·建 物所有形態 | 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 | |
| IV | 資金計画 | 1. 資金計画 | 法人の財務状況が適切である。 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。(直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている) 建設費が適切に見込まれている。 | 28 |

| | | 2. 利用者負担 | ■ 居住費の金額が国の定める基準に適合している。● 手厚い介護費の設定をする場合は料金設定が適切である。 | |
|---|------|---------------|--|-----|
| V | 施設計画 | 1. 建築計画 | 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 居室・共同生活室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 が設定を収納できる倉庫を適切に確保している。 無理の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 無理のない整備スケジュールとなっている。 「介護型ケアハウスについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 | 25 |
| | | 2. 安全対策 | ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 | |
| | | 3. 設備基準 | ● 設備基準を満たしている。 | |
| | | 4. 既存建物 老朽化対処 | ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 | |
| | | | 合 計 | 100 |

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

(1)募集地域 事業予定地の日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機

能型居宅介護事業所が設置されていない又は整備中でないことが望ましい。

(2)規模 登録定員 29名まで

通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで

(登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで)

泊まりサービスの定員

通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで

(3)居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)

(4)設備の要件については、下表のとおり

| 項目 | | 説明等 |
|----------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 設置が必要な設備 | | ①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 |
| 以直が | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| | 浴室 | ★ 利用者の心身の状態に配慮したものとすること。 |
| | 見明五水条巻 | ★ 洗面設備を設置すること。 |
| | 居間及び食堂 | ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。 |
| | 学 海安 | ☆ 専用の個室を設けること。 |
| | 宿泊室 | ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。 |
| 弧 | | ☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 |
| 備 | | ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が |
| 設備基準 | | 稼動できるようにするなどの対策を講じること。 |
| - | 防災避難・防犯設備 | ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入 |
| | | れに対する配慮をすること。 |
| | | ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 |
| | | ★ 防犯対策設備(防犯カメラ、フェンス、電子錠等)を設置すること。 |
| | その他 | ★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設け |
| | ・こくとは | ること。 |

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日厚生労働省令 第三十四号)
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号)
- ・ 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例
- ・ 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

- 注)☆は基準で定めているもの。★は整備をすることが望ましいもの。
- (5)その他 小規模多機能型居宅介護事業所については、本公募選考の手続きを経ず、(補助金の交付を受けずに、)一定の要件及び手続きのもとに実施することができます。(事前協議が必要ですので、介護指導課までお問い合わせください。)

看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

(1)募集地域 事業予定地の日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機

能型居宅介護事業所が設置されていない又は整備中でないことが望ましい。

(2)規模 登録定員 29名まで

通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで

(登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで)

泊まりサービスの定員

通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで

(3)居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)

(4)設備の要件については、下表のとおり

| 項目 | | 説明等 |
|----------|--------------------------|------------------------------------|
| 設置が必要な設備 | | ①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 |
| | 1 | ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| | 浴室 | ★ 利用者の心身の状態に配慮したものとすること。 |
| | 居間及び食堂 | ★ 洗面設備を設置すること。 |
| | | ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。 |
| | 宿泊室 | ☆ 専用の個室を設けること。 |
| | 111 (11) 11 (11) 11 (11) | ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。 |
| 設 | | ☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 |
| 設備基準 | | ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が |
| 基準 | | 稼動できるようにするなどの対策を講じること。 |
| - | 防災避難・防犯設備 | ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入 |
| | | れに対する配慮をすること。 |
| | | ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 |
| | | ★ 防犯対策設備(防犯カメラ、フェンス、電子錠等)を設置すること。 |
| | その他 | ★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設け |
| | て (7)1世 | ること。 |

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日厚生労働省令 第三十四号)
- ・ 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

- 注)☆は基準で定めているもの。★は整備をすることが望ましいもの。
- (5)その他 ① 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本公募選考の手続きを経ず、(補助金の交付を受けずに、)一定の要件及び手続きのもとに実施することができます。 (事前協議が必要ですので、介護指導課までお問い合わせください。)
 - ② 既存の小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護事業を増設し、看護小規模多機能 型居宅介護事業に転換する場合にあっては、応募の対象とならず、上記の事前協議 の対象となります。

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点

| 評価項目 | | | 評価の着眼点 | 配点 |
|------|------|---|--|----|
| | | 1. 運営理念 | 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 | |
| I | 運営計画 | 2. 人員体制 | 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で30%以上であり、確保の見込みが適切である。 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が10%以上である。 利用者受け入れ計画が適切である。 協力医療機関について計画地の行政区の医師会および協力医療機関となる医 | 18 |
| | | 3. 医療機関との連携 | 療機関と、適切に協議を行っている。 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会および協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 | |
| | | 4. 運営推進 会議につい て | ■ 運営推進会議に多様な参加者を想定している。● 地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 | |
| П | 運営実績 | 法人の 運営実績 施設長の 事業経験 介護支援 専門員の事 業経験 | 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 同種の事業所を運営する実績がある。 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 介護支援専門員予定者に同種事業での勤務経験がある。 介護支援専門員予定者が資格要件を満たしている。 | 16 |
| | 施 | 1. 地域との関係 | ● 近隣住民および自治会等へ適切に情報提供を行っている。 | |
| Ш | 設立 | 2. 計画地 | 計画地において高い整備効果を見込める。計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 | 16 |
| | 地 | 3. 土地·建 物所有形態 | ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 | |

| IV | 資金計画 | 1. 資金計画 2. 利用者負 担 | 法人の財務状況が適切である。 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 建設費について、適切に見込めている。 宿泊費および食費が市内の既存同種施設利用料と比較して同程度以下である。 | 25 |
|----|------|-------------------------|---|-----|
| V | 施設計画 | 1. 建築計画 | 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 居間・食堂・宿泊室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 が護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 無理のない整備スケジュールとなっている。 「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 | 25 |
| | | 2. 安全対策 | 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 | |
| | | 3. 設備基準 | ● 設備基準を満たしている。 | |
| | | 4. 既存建物 老朽化対処 | ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 | |
| | | | 合 計 | 100 |

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

障害福祉サービス事業の生活介護についての詳細要件

(1)サービス内容

地域において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。

| | とう、及事の月暖、 | - 石リートロソ | 活動又は生産活動の機会などを提供する。 |
|----------|-------------|----------|--|
| | | | 次のいずれかを満たす者 |
| | | 次 | (i) 社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精 |
| | | 格格 | 神保健福祉士等) |
| | ht. = 1. | 資格要件 | (ii) 社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉 |
| | 管理者 | 1午 | 事業)に2年以上従事した経験のある者 |
| | | | (iii) 社会福祉施設長認定講習会を修了した者 |
| | | 原則と | して、専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。 |
| | | | 業務に支障がない場合は当該事業所の他の職務等の兼務可) |
| | | (1) | ○利用者が 60 人以下 1 人以上 |
| | | 配 | ○利用者が 61 人以上 利用者が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す |
| | | 置数 | ごとに1を加えて得た数以上 |
| | | 刻 | ○常勤1人以上 |
| | | | 次のいずれも満たす者 |
| | | 咨 | (i) 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相 |
| | | 資格要件 | (1) 障害者の保健・医療・価価・机力・教育の力野における直接支援・相 談支援などの業務における実務経験が3~10年 |
| | | 要 | (ii) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)受講及びサービス管理責任者 |
| | | | |
| | | | 研修(介護分野)修了 |
| | サービス管理責任者 | | (i) 個別支援計画の作成に関すること。 |
| | | | ○ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が カカルトロガルズもがたストバーなストンに大塚トストースの英国 |
| | | | 自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切 |
| 員 | | | な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 |
| 人員基準 | | | ○ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対 |
| 準 | | | する意見を聴取。 |
| | | | ○ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明 |
| | | 業務 | し、文書により同意を得ること。 |
| | | 伤 | ○ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 |
| | | | ○ 個別支援計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 |
| | | | (ii) 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用 |
| | | | 状況等を把握。 |
| | | | (iii) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討す |
| | | | るとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用 |
| | | | 者に対し、必要な支援を実施。 |
| | | | (iv) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 |
| | | 専ら当 | 該事業所の職務に従事するものであること。 |
| | | ただし | 、利用者の支援に支障がない場合は、①管理者、②人員配置基準を超える人 |
| | | 数を配 | 置しているサービス提供職員のいずれかとの兼務は可。 |
| | | サービ | ス提供職員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 |
| | | ただし | 、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。(サービス提供職員が |
| | 11 12 14 M. | 兼務を | する計画の場合は、障害者支援課へ事前に相談すること。) |
| | サービス提供 | (i) | 医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 |
| | 職員 | * | 一定の条件のもと、医師を配置しないことができる(ただし報酬の減算あり) |
| | | | 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師) 1人以上(単位ごと) |
| | | | 理学療法士又は作業療法士 |
| <u> </u> | I | \/ | THE A VANDE TO STOLL STANDARD |

| | 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数(単 |
|---------------|---------------------------------------|
| | 位ごと) |
| | ※ 機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指 |
| | 導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。 |
| | (iv) 生活支援員 1人以上(単位ごと) 常勤専従1人以上 |
| | ○ サービス提供職員の総数 (単位ごと (ii)~(iv)の配置総数) |
| | ・平均障害支援区分4未満の場合 |
| | 常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上 |
| | ・平均障害支援区分4以上5未満の場合 |
| | 常勤換算方法により、利用者の数を 5 で除した数以上 |
| | ・平均障害支援区分5以上の場合 |
| | 常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上 |
| | (i) 訓練・作業室 |
| | ○ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 |
| | ○ 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること |
| | (ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること |
| | (iii) 洗面所 利用者の特性に応じたもの |
| | (iv) 便 所 利用者の特性に応じたもの |
| | (v) 多目的室その他運営上必要な設備 |
| 設備基準 | ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 |
| HA VIII ZEZ T | ○ 構造は、利用者の特性に応じて工夫されて、かつ、日照、採光、換気等、利用 |
| | 者の保健衛生及び防災に配慮されていること。 |
| | ○ 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を |
| | 課さない。 |
| | ○ 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持 |
| | するために必要最小限のものとする。 |
| | ○ 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用 |
| B K J J B | 者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 |
| 最低定員 | 20人(10人とすることができる場合があります。市にご相談ください。) |

- ・神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日神戸市条例第49号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令第171号)
- ・神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例 第 51 号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 174 号)

障害福祉サービス事業の短期入所についての詳細要件

(1)サービス内容

居宅においてその介護をする者が病気の場合等に、障害者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援。

(2)類型別指定基準

短期入所サービスは、それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。今回の募集では、下記に示す「併設型」又は「単独型」の基準を満たす必要があります。

| 14 1 1 1 7 | | |
|---------------|----------|--|
| | D1 | 指定障害者支援施設等(必要な支援を適切に行うことができる入所設備が整った本体施 |
| *云 | 併設型 | 設) に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行 |
| 類型 | | う事業所 |
| \mathcal{O} | 空床型 | 利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定 |
| 概要 | | 短期入所の事業を行う事業所(<u>今回の募集では対象外</u>) |
| | ├┼ X中 亜山 | 指定障害者支援施設等以外の施設であって、指定短期入所の事業を行う事業所(「併設 |
| | 単独型 | 型」「空床型」以外) |

※ 類型について不明な点があれば、障害者支援課に確認をすること。

| 区分 | | 類型 | 基準の概要等 |
|------|-----|-----|--|
| | 管理者 | | 、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの 支障がない場合は当該事業所の他の職務等の兼務可) |
| 人員基準 | | 併設型 | 本体施設の入所者数及び指定短期入所事業の利用者数の合計数を本体施設の入 所者の数とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上 |
| 基準 | 従業者 | 単独型 | ○ 当該日の利用者数が6人以下:1人以上 ○ 当該日の利用者の数が7人以上:1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ あわせて他のサービス(生活介護等)を行う事業所の場合は、別途基準あり。 |
| | 居室 | 併設型 | 本体施設の居室の設備基準又は単独型事業所の居室の設備基準を満たすこと。 |
| 設備基準 | | 単独型 | ○ 一の居室の定員は、4人以下とすること。○ 地階に設けてはならない。○ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8 ㎡以上とすること。○ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。○ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |
| | | 併設型 | 単独型事業所の設備基準を満たすこと。ただし、支援に支障がない場合は、本体 施設の設備(居室を除く)との共用が可能。 |
| | 設備 | 単独型 | ○ 食堂:食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること。○ 浴室:利用者の特性に応じたものであること。○ 洗面所、便所:居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。 |

- ・神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日神戸市条例第49号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号)

障害福祉サービス事業の共同生活援助についての詳細要件

(1)サービス内容

共同生活を営むべき住居に入居している障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営むべき住居にて行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

| - /2 | 7 (こ て 1 1 4 7 4 で 3 7 日 政 | (、 八位 | 、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。 |
|------|----------------------------|-----------------|--|
| | 管理者 | | 、かつ、原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。 業務に支障がない場合は当該事業所の他の職務等の兼務可) |
| | | | ○利用者が30人以下 1人以上 |
| | | 配置 | ○利用者が 31 人以上 利用者が 30 人を超えて 30 又はその端数を増す |
| | | 数 | |
| | | | ごとに1を加えて得た数以上 |
| | | 24. | 次のいずれも満たす者 |
| | | 資 格 | (i) 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相 |
| | | 要件 | 談支援などの業務における実務経験が 3~10 年 |
| | | 件 | (ii) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)受講及びサービス管理責任者 |
| | | | 研修(地域生活(知的·精神)分野)修了 |
| | | | (i) 個別支援計画の作成に関すること。 |
| | | | ○ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が |
| | | | 自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切 |
| | | | な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 |
| | | | ○ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対 |
| | サービス管理 責任者 | | する意見を聴取。 |
| | | | ○ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明 |
| | | 71/- | し、文書により同意を得ること。 |
| | | 業務 | |
| | | 123 | ○ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 |
| ١ , | | | ○ 個別支援計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 |
| 人員基準 | | | (ii) 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用 |
| 基準 | | | 状況等を把握。 |
| 毕 | | | (iii) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討す |
| | | | るとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用 |
| | | | 者に対し、必要な支援を実施。 |
| | | | (iv) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 |
| | | 専ら当 | 該事業所の職務に従事するものであること。 |
| | | ただし | 、利用者の支援に支障がない場合は、①管理者、②人員配置基準を超える人 |
| | | 数を配 | 置しているサービス提供職員のいずれかとの兼務は可。 |
| | | [指定基 | 玉準上の人員配置:起床から就寝までの活動時間帯における配置が必要] |
| | | 共同生 | 活援助の世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活 |
| | | 動終了 | 時刻から開始時刻までを基本として夜間支援時間帯(午後10時から翌日の午 |
| | | | 時までの間は最低限含むものとする。)を設定し、当該夜間支援時間帯以外の |
| | | | ス提供に必要な人員を確保することが必要。 |
| | | | 員や宿直職員の配置は、指定基準上、必ずしも必要ではない。 |
| | サービス提供 | | 共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数(必要配置時間数)は事 |
| | 職員 | | 会の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められている |
| | | | |
| | | | はないが、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、 |
| | | | とに専任の世話人を定めるなどの配慮を行うこと。 |
| | | 世話人 | |
| | | | 算で、利用者数を6で除した数以上 |
| | | | 援員(介護サービス包括型に限る) |
| | | 常勤換 | 算で、次の(i)から(iv)までに掲げる数の合計数以上 |
| | | | |

| | (i)障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 |
|------|---------------------------------------|
| | (ii) 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 |
| | (iii) 障害支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数 |
| | (iv)障害支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数 |
| | (i)住居 |
| | ○ 指定事業所は一定の地域の範囲内(主たる事業所から概ね30分程度で移動で |
| | きる範囲に所存し、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないな |
| | ど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範 |
| | 囲) に1以上の共同生活住居を有すること |
| | ○ 応募する介護保険施設等に併設する共同生活住居については、当該介護保険 |
| 設備基準 | 施設等から独立した建物にする等、構造上独立しており、かつ、住宅地と同 |
| | 程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること |
| | ○ 共同生活住居は、1以上のユニットを有すること |
| | ○ ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、トイレ、浴室、洗面所、台所を有し、 |
| | 利用者の特性に応じて工夫されたものであること |
| | (ii) 居室面積 7.43 m³以上(収納スペースを除く) |
| | ※ サテライト型住居の場合は、別途基準あり。 |
| 最低定員 | (i) 事業所 4人以上(サテライト型住居の利用者を含む) |
| | (ii) 共同生活住居 (サテライト型住居の利用者を含まない) |
| | ➤ 新規建物 2~10 人 |
| | ▶ 既存建物 2~20人 |
| | (iii) ユニット 2人以上10人以下 |
| | (iv) 居室 1人 |

- ・神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例第 49 号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号)

添付書類チェックリスト

| 番号 | 添 | 付 | 書 | 類 | チェック欄 | 備 | 考 | |
|----|--------------------|---|---|--------|-------|---|---|--|
| 表紙 | 表紙 | | | | | | | |
| 1 | 平成 29 年度 者募集への原 | | | 设等整備事業 | | | | |

| A. | 事業計画書他 | |
|----|---|-------------------------------------|
| 2 | 施設整備 趣意書 | 別紙 1 (他の様式(Excel)とは別に Word ファイルで配布) |
| 3 | 事業計画書 | 別紙 2 |
| 4 | 障害福祉サービス事業所の事業計画書 | 別紙3 (併設障害福祉サービス施設がある場合) |
| 5 | 人員計画書 | 別紙4-1 |
| 6 | 直接処遇職員及び入居者受入計画 | 別紙4-2 |
| 7 | 研修計画書 | 別紙 5 |
| 8 | 施設整備等資金計画書 | 別紙 6 |
| 9 | 資金収支計画書(事業収支計画書) (各収入・支出の積算根拠を別紙(任意様式) で添付) | 別紙 7-1 |
| 10 | 利用料金表 | 別紙8-1 |
| 11 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | 別紙9-1、別紙9-2 |
| 12 | 居住費等積算表 | 任意様式 |

| В. | 法人に関する書類 | |
|----|--|--|
| 13 | 法人調書 | 別紙 10-1 又は別紙 10-2 |
| 14 | 法人の事業実施状況等一覧表 | 別紙 11-1 |
| 15 | 理事長(予定者)又は法人代表者、施設長(管理者)予定者及び生活相談員等予定者の経歴書 | 別紙 12 (生活相談員等予定者の経歴書について、老健の 場合は支援専門員、(看護)小規模多機能型居宅介 護の場合は計画作成担当者について提出が必要) |
| 16 | 法人登記簿 (原本) | 既存法人の場合は提出が必要 |
| 17 | 法人の定款 | 既存法人の場合は提出が必要 |
| 18 | 法人の過去3年間の財務諸表(貸借対照表 (B/S)、事業活動収支計算書(P/L)、資金収支 | 既存法人の場合は提出が必要 設立準備会は、寄附予定法人分の提出が必要 |

| | 計算書(C/F)) | ※既に同種事業所を運営している場合は、 その事業所の財務諸表も併せて提出のこと |
|----|--------------------|--|
| 19 | 法人の事業報告書 (直近年度分) | |
| 20 | 法人の事業計画書 (今年度分) | |
| 21 | 法人決算値等入力シート(過去3年分) | 別紙 13-1 (社会福祉法人) 別紙 13-2 (社会福祉法人以外の法人) 設立準備会は、寄附予定法人分を入力 |
| 22 | 法人財産目録 | 別紙 14(別様式可) 既存法人の場合は提出が必要 |
| 23 | 過去3年間の監査指導の指摘事項 | 既存法人の場合は提出が必要 |
| 24 | ↑ 上記指摘事項に係る改善状況 | 既存法人の場合は提出が必要 |

| C. | 施設建設に関すること | |
|----|---|---------------------------------|
| 25 | 位置図 | |
| 26 | 施設配置図 | |
| 27 | 各階平面図 (①施設全体の計画コンセプトについて ②施設計画における評価の着眼点につい て、それぞれ別紙で添付(任意様式)) | 基準で定めのある面積、幅等について明記するこ と |
| 28 | 共同生活室の家具等配置後のレイアウト図 | ユニットの構造が異なる場合は全てのユニット分 提出のこと |
| 29 | 立面図 | |
| 30 | 部屋別面積表 | |

| D. | 建設用地に関すること | | | | |
|----|------------------|--|-------------|--|--|
| 31 | 土地登記簿謄本(原本) | | | | |
| 32 | 土地調書 | | 別紙 15 | | |
| 33 | 地積測量図 | | | | |
| 34 | 用地の現況写真、写真方向図 | | | | |
| 35 | 用途地域を示した図 | | ゆーまっぷ | | |
| 36 | 計画地周辺のハザードマップの写し | | | | |
| 37 | 建設用地贈与契約書(写) | | 別紙 16(別様式可) | | |
| 38 | ↑ 贈与者の印鑑証明書(原本) | | | | |

| 39 | 建設用地売買契約に関する覚書等(写) | 賃貸借契約等を契約する場合は、当該契約に関す る覚書等の写し |
|----|----------------------|-----------------------------------|
| 40 | ↑ 上記契約の相手方の印鑑証明書(原本) | |

| Ε. | 当初資金について | | | | |
|----|-----------------------|--|--------------------------------------|--|--|
| 41 | 寄附者の状況表(施設整備・運転資金) | | 別紙 17 | | |
| 42 | 寄附者の贈与契約書[建設・運転資金](写) | | 別紙 18(別様式可ですが、履行時期及び金額を 明記してください) | | |
| 43 | ↑ 印鑑証明書(原本) | | | | |
| 44 | ↑ 定期性預金残高証明書(原本) | | | | |

| F. | F. 借入金について | | | | | |
|----|------------------------|--|-------------------------|--|--|--|
| 45 | 借入償還計画書(福祉医療機構、銀行、贈与等) | | 別紙 19-1、別紙 19-2 | | | |
| 46 | 償還財源內訳表 | | 別紙 20 (贈与により借入金償還を行う場合) | | | |
| 47 | 償還財源贈与契約書 (写) | | 別紙 21(別様式可) | | | |
| 48 | ↑ 印鑑証明書(原本) | | | | | |
| 49 | ↑ 課税証明書(原本) | | | | | |

| G. | その他 | | |
|----|-------------------------------|------------------|-------|
| 50 | 医師会関係、地元関係等との協議内容 | 別紙 22 | |
| 51 | 協力病院・歯科医の確保が見込まれることが 分かる書類 | 任意様式 | |
| 52 | 事業意思確認書 | 別紙 23 | |
| 53 | 事業スケジュール表 | 任意様式 | |
| 54 | 本体施設改修確約書 | 任意様式 (サテライト型小規模特 | その場合) |
| 55 | 本体施設改修計画概要(計画図、工程) | 任意様式 (サテライト型小規模特 | その場合) |
| 56 | CD-R等の提出資料データ | | |

※資料作成上の注意

(1) データの提出方法

- ① 提出資料のデータのファイル形式は、Word、Excel、PDF のいずれかの形式で、CD-R等の電子媒体に書き込んだものを提出すること。ただし、A-2 (別紙 1) については、Word 形式で、B-21 (別紙 13-1 又は別紙 13-2) については Excel 形式で提出すること。
- ② 別紙1~23以外の資料の各ファイル名は、チェックリストの番号、添付書類名を記載すること。

(例 A-12 居住費等積算表. pdf)

- (2) 正本の提出方法
 - ① (1)のデータをA4サイズで印刷し、フラットファイルに綴じて正本1部提出すること。 A-2 (別紙1) については、A3 横サイズで印刷すること。

(ただし、原本の提出を求めている資料 (B-16 など) については、原本を提出すること)

② 「平成29年度第1回介護保険施設等整備事業者募集への応募について」及び「事業意思確認書」には押印が必要です。

A4サイズより大きい資料は、製本しやすいように折り畳んで提出すること。

A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に添付して提出すること。

番号順にインデックスを付すこと。(書類不要の場合もインデックスを付すこと)

(3) 複数種別の施設にまたがった事業計画を応募する場合は、個別の事業について算定根拠や収支計画等を積み上げ、No.5~12、15、41~49 について個々の事業種別ごとの資料および事業計画全体に係る資料をそれぞれ作成すること。

収支の内容等で按分の必要があるものについては、按分の根拠を明確にし、資料として添付すること。

- (4) 詳細要件や応募内容を補完するための追加資料は最小限の範囲で添付して構いません。 ただしこの場合には、追加資料リストを添付するとともに提出時に内容をご説明ください。
- (5) 添付書類で(原本)とされているものについては、(写)では不可であること。
- (6) 添付書類で(写)とされているものについては、原本証明すること。

(例)

この写しは原本と相違ありません。
平成 年 月 日
法人名 〇 〇 〇 〇 代表者名 □□ □□ 実印

- (7) 法人設立準備会については、「法人」を「法人設立準備会」と読み替えること。
- (8) 残高証明書の証明日は提出期間内の日付とし、複数の場合は、証明日を統一すること。
- (9) No.8 については、併設事業を含む全体の施設整備等資金計画書に加え、事業種別ごとの施設整備 等資金計画書を提出すること。
- (10) No.9 については、併設事業を含む全体の資金収支計画書等に加え、事業種別ごとの資金収支計画書等、利用料金表を提出すること。

収入・支出の各項目の積算内容が確認できる資料を添付すること。

職員配置予定及び給与額、職員シフト表についても提出すること。

(ユニットケアの場合、ユニットごとのシフト表を提出すること)

- (11) No.12 については、居室と共同生活室にかかる建設費用や光熱水費、器具備品費、修繕費用等が対象となりますが、算定根拠を明確に示して下さい。
- (12) No.14 については、高齢者事業のほか、介護保険事業、社会福祉事業について記入すること。障害 福祉事業を併設する場合、障害福祉事業についても記入すること。
- (13) №27 については、各階平面図に浴槽やベッド、洗面台等のレイアウトを明示すること。
- (14) No.27 については、各階平面図の他、①施設全体の計画コンセプトについて、および②施設計画における評価の着眼点(汚物処理・食事提供の動線、感染症対策、安全対策等)への配慮についてそれぞれ別紙(任意様式)にて提出すること。
- (15) No.27 については、併設する事業が有る場合、本体事業と併設事業のそれぞれの区画を色分けする

- 等、わかりやすく明記すること。
- (16) No.28 については、ユニット内の全員が一同に会して食事ができると共に、二方向に車椅子が通行できるスペースを確保したものとする。(辺長等、寸法記入)
- (17) No.35 については、建設予定地の都市計画・地区計画・建築協定・地元まちづくりの状況等がある場合、その状況が分かる書類の提出が必要です。
- (18) No.36 については、土砂災害・河川氾濫・津波等の各種災害危険箇所の種類に応じ、複数枚になっても構わないので、漏れがないようにすること。
- (19) その他、本市が必要とする書類を求めることがあります。